

給水機設置によるマイボトルの普及促進事業に係る
パートナー事業者選定公募型プロポーザル実施要領

令和3年2月

(2月16日一部追記)

尼崎市 経済環境局 環境部 環境創造課

1 目的

市役所を含めた市内各事業所や観光施設等において給水機設置を促進し、市民等が自由に利用できる給水スポットとして整備することで、マイボトル持参をきっかけとした、ごみの削減や地球温暖化対策に向けた意識の醸成、さらには行動変容につなげる。

本市では、脱炭素社会の実現に向けて「尼崎市地球温暖化対策推進計画」に基づき取組を推進しているところであるが、給水スポットの整備は、計画の取組方針の一つである「環境に配慮した生活・事業の促進」に資する取組であるとともに、夏場の熱中症対策にもなるなど、「温暖化対策」「ごみの減量」「健康増進」など複数課題の同時解決につながり SDGs のゴール達成にも資するものである。

この要領は、本市とともに上記事業を推進するパートナー事業者を総合的な観点から選定するために必要な事項を定めるものである。

2 事業概要

(1) 事業名

給水機設置によるマイボトルの普及促進事業

(2) 事業概要

ア 実施期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

※ 上記事業実施期間の最終年度に、参加事業者数、給水スポット数、それに対するごみ量の削減効果等を総合的に判断し、連携するパートナー事業者等とも協議の上、事業の継続について検討する。

イ 事業内容

(ア) 公共施設における給水機の設置

市が所有する尼崎城等の観光施設や市役所本庁舎等の公共施設において、給水機を率先導入し、市民等が自由に利用できる開放型の給水スポットとする。

(イ) 民間施設における給水機の設置促進

市内事業者・民間観光施設等からも給水機設置場所を広く募集し、給水機の設置費用の一部を市が助成することで市内への給水スポットの普及を加速させる。

(ウ) マイボトルの普及促進

尼崎市オリジナルデザインのマイボトルを制作し、イベント等での販売や配布を行う等、市民等が楽しみながら広く参加できるような仕組みを検討し、行動変容のきっかけにする。

3 プロポーザル実施の概要

(1) 件名

給水機設置によるマイボトルの普及促進事業に係るパートナー事業者募集

(2) パートナー事業者が担う役割

ア 市が指定する公共施設への給水機設置、賃借及び保守管理

(ア) 設置予定場所

令和3年度における設置予定場所並びに設置予定台数は別紙1のとおり
(21箇所、計25台)

※ なお、施設内の詳細な設置位置については、事前に現地を確認し、市と協議を行った上で決定すること。

(イ) 給水機の仕様

- ・脱プラスチックの観点から、水道直結式のものとする。
- ・衛生的でマイボトルに給水しやすいものとする。
- ・公共施設に設置する給水機は、価格面を考慮し、原則として常温タイプの機種とするが、各施設の事情により冷水タイプを設置する場合もある。

(別紙1に記載。)

- ・コロナウイルス感染症拡大防止のため、抽出口が直接触れられない等の対策を講じること。

(例えば、抽出口を2重構造にすることや、ボトルを直接押し当てて注ぐようなレバー式のものでない機種にする等の対策が考えられる。)

※ その他の詳細な仕様については、別紙2「公共施設への給水機設置、賃借及び保守管理等に関する仕様書」を参照のこと。

(ウ) 給水機の賃借及び保守管理

別紙2「公共施設への給水機設置、賃借及び保守管理等に関する仕様書」のとおり

(エ) その他

- ・給水機の使用による電気代、水道代は市の負担とする。
- ・給水機の設置状況等についての報告書を毎年度市へ提出すること。

イ 市の助成を活用した民間施設への給水機普及促進 (※1万円/台を上限に助成予定。)

民間事業者へ給水機設置を働きかける等、市の助成を活用して民間施設への給水機普及に努めること。

ウ マイボトルの制作

(ア) 制作予定本数

3,000本

(イ) マイボトルの仕様

- ・ステンレス材質のものとする。
- ・容量は300mLのものとする。
- ・一定の保温・保冷機能を有するものとする。
- ・デザインは、スタイリッシュで誰もが使いやすいものを目指す。

市がデザイン原案を提示するが、事業者からより良いデザインの提案がある場合は、協議の上、デザインを変更する可能性がある。

※ その他の詳細な仕様については、別紙3「マイボトルの制作に関する仕様書」を参照のこと。

エ マイボトルの普及啓発に関する効果的な手法や広報の提案

市が主催するイベントでごみの減量や地球温暖化対策等を目的とした啓発に協力する等、マイボトルの普及啓発に関する効果的な手法や広報の提案を行うこと。

(3) プロポーザルの提案上限額（令和3年度単年分）

2,706千円

<以下、内訳>

i) 上記「(2) パートナー事業者が担う役割」にて記載している業務のうち、
アにかかる費用の上限額：1,386千円

ii) 上記「(2) パートナー事業者が担う役割」にて記載している業務のうち、
イ～エにかかる費用の上限額：1,320千円

※ 但し、本事業の令和3年度予算が尼崎市議会において承認された場合に限り、承認された予算の範囲内において事業を実施することを基本とする。また、その後の2年間についても同様に、当該年度の予算が尼崎市議会において承認された場合に限り、承認された予算の範囲内において事業を実施する。

※ 上記の提案上限額に、民間施設への給水機設置に対する助成費用は含まれない。（民間施設への助成に係る費用は、市が別途予算を設ける。）

4 参加資格要件

次の各号に掲げる条件を全て満たす者とする。

(1) 尼崎市契約規則第4条に定める競争入札参加資格者名簿に登録されている者、または、名簿に登録されていない場合は、次の書類を整え、応募書類と合わせて提出することができる者

① 定款又は寄付行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

② 法人等の事業報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

(2) 仕様書に定める公共施設への給水機設置、賃借及び保守管理業務について、単独で業務を遂行できる能力を有し、給水機の急な故障時等の対応も含め、責任を持って速やかに対応できる体制を有する給水機取扱事業者

※但し、単独で本業務が担えない場合であっても、適正に業務を遂行できる企業グループ（当該業務を共同して当該業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成された組織をいう。以下同じ。）として参加することは可能とする。その場合、参加表明提出時まで企業グループを結成し、代表者を定め、他の者は構成員として参加するものとする。また、企業グループの構成員は、他の企業グループの構成員となること、又は、単独で入札に参加することはできない。

(3) 本市との協議に柔軟に対応できる者

(4) 国税、地方税等を完納している者

(5) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと

(6) 次の事項に該当しない者

① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

② 本市から指名停止措置（入札参加停止措置）を受けている者

③ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者

- ④ 自己又は自社の役員等が、次の事項のいずれかに該当する者、及び次の事項に掲げる者がその経営に実質的に関与している者
- ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体
 - ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう)の候補者(当該候補者になろうとするものを含む)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
 - エ 暴力団(尼崎市暴力団排除条例(平成25年条例第13号)第2条第2号に規定する暴力団をいう)又は暴力団員(尼崎市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう)若しくは暴力団密接関係者(尼崎市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう)
 - オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統率の下にある団体
 - カ 破産者で復権を得ない者
 - キ 尼崎市長が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている団体

5 応募者の失格

応募者が次の事項に該当すると本市が判断した場合は失格とする。ただし、本市がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 本要領を遵守しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 応募資格を欠いていることが判明した場合
- (5) 提案された予算金額が、本要領書に記載する本市の予算上限額を上回る場合
- (6) その他応募者の失格事項に相当するものと本市が判断した場合

6 実施スケジュール

- | | |
|----------------------|----------------------|
| (1) 公募開始 | 令和3年2月8日(月曜日) |
| (2) 参加表明書の提出期限 | 令和3年2月19日(金曜日) 必着 |
| (3) 質問受付期間 | 令和3年2月26日(金曜日) 17時まで |
| (4) 質問への回答 | 令和3年3月2日(火曜日) 17時まで |
| (5) 提案書提出期限 | 令和3年3月11日(木曜日) 17時必着 |
| (6) 第一次審査(書面審査) | 令和3年3月15日(月曜日) 予定 |
| (7) 第二次審査(プレゼンテーション) | 令和3年3月18日(木曜日) 予定 |
| | ※時間、場所は追って連絡します。 |
| (8) 選定結果通知 | 令和3年3月22日(月曜日) 予定 |

7 応募の手続き

(1) 参加表明書の提出

プロポーザルに応募を希望する場合は、以下のとおり参加表明書を提出すること

① 提出期限

令和3年2月19日（金曜日）午後5時30分（必着）

② 提出方法及び提出先

以下の宛先に郵送又は持参にて提出すること。

尼崎市 経済環境局 環境部 環境創造課

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁中館9階

③ 受領確認

市は、参加表明を受領した際、応募者あて電子メールにて受領確認の通知を行う。

④ 提出様式

ア 給水機設置によるマイボトルの普及促進事業に係るパートナー事業者選定公募型
プロポーザル参加表明書（様式第1号）

イ 企業グループ構成申請書（様式第2号）

※ 様式第2号は複数事業者で共同提案を行う場合のみ提出する。

(2) 質問の受付及び回答

提案書作成に関する質問は、以下のとおり受け付けることとする。

① 質問受付期間

令和3年2月26日（金曜日）17時までとする。

※ 期限を過ぎた問い合わせには回答しない。

② 質問等の受付

質疑書（様式第3号）により、下記問い合わせ先に電子メールで送付すること。

【問い合わせ先】尼崎市経済環境局 環境部 環境創造課

メールアドレス： ama-kankyo-sozo@city.amagasaki.hyogo.jp

③ 回答

原則として、質問があった日の翌々日（土曜日、日曜日、祝日を除く）に、市のホームページへの掲載により回答することとし、最終的には令和3年3月2日（火曜日）17時までに全ての質問に回答する。ただし、参加表明書の提出期限以降は、参加表明者からの質問のみ受け付け、質問内容及び回答は電子メールにて全ての参加表明者に公表する。

(3) 企画提案書の提出

参加表明者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

① 提出期間

参加表明書の受領確認通知を受けた日から令和3年3月11日（木曜日）までとし、受付時間は9時から17時必着とする。（土曜日、日曜日、祝日を除く）

※ 提案を辞退する場合は、提案辞退届（様式第6号）を期日までに提出すること。

② 提出方法及び提出先

以下の宛先に郵送（書留などの配達記録が残る方法によること）又は持参にて提出すること。なお、提出物は書類（サイズはA4版）にて提出すること。

尼崎市 経済環境局 環境部 環境創造課

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁中館9階

③ 提出書類

ア 給水機設置によるマイボトルの普及促進事業に係るパートナー事業者選定公募型
プロポーザル企画提案書（表紙）（様式第4号）

イ 企画提案書（様式は問わない）

※ 提案書はA4サイズ版（縦置き、横置きどちらでも可）とし、合計で10枚
以内とする。なお、構成は以下の通りとすること。

（ア）提案額について

（見積書及び見積の内訳書）

（イ）給水機の設置等について

（本要領及び仕様書にて市が求めている要件について対応できていることに
言及した上で、設置する給水機の仕様や設置方法等についてPRすること。）

（ウ）民間施設への給水機普及促進について

（エ）マイボトルの制作について

（本要領及び仕様書にて市が求めている要件について対応できていることに
言及した上で、より良いデザインの提案等があればPRすること。）

（オ）マイボトル普及啓発に関する効果的な手法、広報の提案について

（カ）事業実施体制の信頼性・安定性について

（本事業における組織体制、給水機の保守点検及び不具合発生時の対応等につ
いて記載すること。）

（キ）その他、本事業の推進に有益な提案について

ウ 会社概要及び業務実績書（様式第5号）

※ 記載欄にある「同様の業務実績」には、「国や地方自治体との連携事業」の受託
件名を記載すること。

エ 市税に未納がないことの証明書（応募者の所在地の市区町村税に未納の額がない
ことを証明する書類）

オ 消費税納税証明書（税務署で交付される未納の額がないことを証明する書類）

※ エ、オについては、3か月以内に発行されたもの。

④ 提出部数

上記③ア～オについて、正本1部、副本（アはカラーコピー）8部を提出すること。

⑤ 書類作成・提出上の留意事項

ア 受領後の提案書などの加除は、原則不可とする。

8 選定方法及び審査基準について

（1）審査方法

事業者の選定は、公募型プロポーザル方式により行い、別表1の評価項目及び評価基
準により評価する。提案内容に係るプレゼンテーション及びヒアリングを行い、本事業
に最も適切な事業者を優先交渉権者として選定する。応募事業者が1者のみであった
場合でも、公募は成立することとし、審査基準を満たす場合は、優先交渉権者とする。

（2）第1次審査（書類審査）

応募事業者が5者を超える場合は、第1次選定として企画提案書の内容を書類審査
し、上位5者を選定する。

- ア 実施予定日 令和3年3月15日（月曜日）までに実施
- イ 審査 提出された企画提案書等を書類審査し、上位5者を第2次選定の対象とする。
- ウ 結果通知 応募事業者全員に選定結果を電子メールにて通知する。

(3) 第2次審査（プレゼンテーション審査）

① 日時及び場所

- ア 実施場所 尼崎市役所（詳細な会議室などの場所は別途通知）
- イ 実施予定日 令和3年3月18日（木曜日）
- ウ その他

プレゼンテーションの日時については、本市から応募者あてに電子メールで連絡する。なお、プレゼンテーションの説明者は、補助者を含めて5名以内とし、質問に責任をもって回答できる者を含むこととする。プレゼンテーション時における回答についても評価の対象とし、後日の訂正は認めないものとする。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、Web 会議システム（Zoom）によるオンライン形式での実施に変更する可能性がある。

② プレゼンテーションの内容

- ア プレゼンテーションは1社ずつの呼び込み方式とし、プレゼンテーションに引き続き、質疑応答を実施する。
- イ 説明時間は15分以内とし提案内容や業務内容等、当市が指定した事項に関して分かり易く説明すること。また、説明内容は、提出のあった提案書に基づくものとし、追加資料は認めない。
- ウ 質疑応答時間は20分程度とする、なお質疑応答については現場での受け答えのみとし、後日の回答は認めない。
- エ プレゼンテーションに必要なパソコン等の機器は応募者で用意すること。ただし、スクリーン、プロジェクターについては当市で準備する。

③ プレゼンテーションに出席しない場合

事業実施の意思がないものとみなし、原則として、パートナー事業者として選定しないものとする。ただし、不慮の事故等真にやむを得ない理由で出席できないと判断される場合は、この限りでない。

④ 審査の実施

提出された企画提案書等及びプレゼンテーションの内容を審査基準に基づき審査し、合計点が最も高かった事業者を優先交渉権者として選定する。

⑤ 審査結果の通知

審査結果については、すべての応募事業者に書面にて個別に通知する。ただし、得点の内訳等の審査内容について説明を求めると、及び選定結果に対する異議を申し立てることはできないものとする。

9 協定

審査により優先交渉権を得た事業者は、市と協議を行い合意に至った場合、ごみの減量や地球温暖化対策等を目的とした市の取組について、相互に連携・協力し取り組むことについて定めた協定を締結することとする。

(協定締結期間：協定締結日から令和6年3月31日まで)

10 契約

審査により優先交渉権を得た事業者は、下記(1)、(2)の業務について、協議が整い次第、市と業務委託契約を締結するものとする。

(1) 市が指定する公共施設への給水機設置、賃借及び保守管理等

(2) マイボトルの制作

なお、協議が整わないと本市が判断した場合、契約を行わないものとする。

以下、契約に関するその他の注意事項

ア 次に掲げる事態が生じたときは、契約候補者の選定において定めた順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手方を決定する。ただし、選定基準を満たさなかった者については契約候補者の対象外とする。

(ア) 契約候補者が契約の締結を辞退したとき

(イ) 契約締結時までに本要領に定める応募資格を欠いていることが判明したとき

(ウ) 契約締結時までに本要領に定める失格の要件に該当していることが判明したとき

(エ) 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき

(オ) その他やむを得ない事情で契約に至らなかった場合

イ 契約保証金等、契約にあたっては尼崎市契約規則に基づくこととする。

ウ 契約にあたっては、改めて見積書の提出を依頼する。

原則として、契約候補者は提案書に記載している見積金額を基に提出すること。

11 その他

(1) プロポーザルの応募に関する経費は、すべて応募者の負担とする。

(2) 応募者は、一つの提案のみとする。

(3) 提出された提案書等は返却しない。

(4) 応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。

(5) 提出された提案書等は、応募者に無断での利用はしない。ただし、本プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において提案書等の複製、保存等を行う。また、選定された事業者の提案については、内容を協議の上、概要を公開する。

(6) 提案書等の提出後、審査により事業者が選定されるまでは、提案辞退届(様式第6号)にて申し出ることにより参加辞退ができるものとする。

(7) 契約後に、契約者が応募資格を満たしていないことが判明したとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実にないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど受託者としてふさわしくないと認められるときは、契約を解除し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとする。

1 2 事務局

尼崎市 経済環境局 環境部 環境創造課

担当：上平・小原

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁中館9階

電話番号：06-6489-6301

FAX番号：06-6489-6300

メールアドレス：ama-kankyo-sozo@city.amagasaki.hyogo.jp

ホームページ：<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/>

別表 1

大項目	評価項目
事業実施者の信頼性	① 事業者の経営状況は良好か
	② 過去に同様の事業を行った実績があるか
	③ 業務の実施にあたって、誠意を持った積極的な取組が期待できるか
給水機取扱事業の実績	① 給水機取扱事業（給水機設置・販売・賃借等）の実績年数は適当か
	② 本事業で求める台数の給水機を問題なく設置・管理できる事業規模であるか
事業実施体制の信頼性・安定性	① 事業の実施体制は適切か
給水機の仕様	① 市が求める仕様を満たしているか （仕様書に定めている条件を満たしているか）
企業アピール （熱意・意欲）	① マイボトル普及啓発に関する効果的な手法や広報の提案がなされているか
	② 民間施設への給水機普及促進に関する提案があるか
	③ その他、本事業の推進に有益な提案があるか
	④ 提案内容全体から、本事業への参加の意欲が強く感じられるか
提案価格	① ・市が指定する公用施設への給水機設置、賃借及び保守管理等 ・マイボトル制作 にかかる費用の提案額について、市が提示する提案上限額を下回っており、費用対効果の高い提案であるか
合 計 点 100点	

※ 事業者（企業グループで提案する場合は代表企業又は構成企業）が尼崎市内在業者である場合は、獲得した点数の合計に10%を、準市内在業者である場合は獲得した点数の合計に5%を加算する。

※ ISO14001 やエコアクション 21 等の環境マネジメントシステムを導入している事業者である場合は、獲得した点数の合計に5%を加算する。

※ マイボトルのデザインについて、魅力的な提案があった場合は、獲得した点数の合計に5%を加算する。